

今月の



隣に伝えたい 新たな言葉と概念

【セーフティネット系医療】

英 medical care provided by NHO as a social safety net

類 セーフティネット医療, セーフティネット分野の医療, セーフティネット系政策医療

確定した用語ではなく、国立病院機構がミッションとして行う特定の疾患に対する医療の表現に主に使用される。欧米での低所得者に対するSafety net medical careとは異なる概念である。

国立病院機構本部発行のNHO PRESSでは、「セーフティネット医療」=「重症心身障がい、筋ジストロフィーを含む神経・筋難病、結核などの、他の医療機関ではアプローチが困難な分野の医療」と表記している。国立病院機構のホームページでは、「民間ではアプローチ困難な医療の実施：結核、重症心身障害者、筋ジストロフィーを含む神経・筋難病など民間では体制の整備、経験、又は不採算とされることからアプローチが困難な分野についても、患者・家族が安心して治療、療養ができるよう各地域の国立病院機構がセーフティネットとして支えています。」と表示されている。

厚生労働省の資料では、国立病院機構が提供する医療の中で、「他の設置主体では必ずしも実施されないおそれのある医療（セイフティネット系）*という表現で、重症心身障害児（者）、筋ジス・神経、精神疾患、結核・呼吸器疾患、エイズを列挙している。また、同じく国立病院機構のミッションの一つ「政策医療のセイフティネット」という表現で、その適切な実施の内容として、心神喪失者等、筋ジストロフィー、重症心身障害者、結核の国立病院機構による病床シェアをあげている（国立病院機構ホームページでも「政策医療のセーフティネット」として表示されている）。

今回の論文では*を念頭に、「セーフティネット系医療」と表現している。

【参考】

https://nho.hosp.go.jp/about/cnt1-0_000002.html

https://nho.hosp.go.jp/nho_press.html

<https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000002apv7-att/2r9852000002apzr.pdf>

(国立病院機構東埼玉病院 院長 正田良介)

本誌11pに記載